五戸町公告第8号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第16 7条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月19日

五戸町長 若 宮 佳 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 工事番号 第 2 号
 - (2) 工事名 バ・オール建築等施設整備工事
 - (3) 工事場所 五戸町大字上市川字中山前 地内
 - (4) 工 期 契約書取り交わしの翌日から令和8年3月31日まで
 - (5) 工事概要 建築工事 N=1式

機械設備工事 N=1式

電気設備工事 N=1式

施設外構工事 N=1式

- (6)入札方法 総価
- (7)前払金 あり(契約金額の10分の4以内)

2 保証金

(1) 入札保証金

五戸町財務規則(平成16年五戸町規則第44号。以下「財務規則」という。) 第117条第1項第3号の規定により免除する。

- (2) 契約保証金
 - ① 契約金額の10分の1以上。ただし、次に掲げる場合においては、免除申請により契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ② 上記①の契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合における担保の種類及びその価値は、次のとおりとする。

種別	価値
国債証券、地方債証券、興業債券、農林債券、商工債券、	額面金額(割引
長期信用債券、日本信用債券その他これらに準ずる債券	債券にあって
	は、売出価格)
	の10分の8以
	内
金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手	額面金額

その他その都度町長が認める有価証券等	町長が定める額
銀行若しくは町長が確実と認めた金融機関の保証又は公共	保証する額
工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定す	
る保証事業会社の保証	

3 予定価格

五戸町予定価格事前公表に関する要領(平成17年五戸町告示第61号)第2条第 2項の規定により、入札執行後に公表する。

4 最低制限価格

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の 110を乗じて得た額とする。ただし、上限は予定価格の92%、下限は予定価格の 75%とする。

- (1) 直接工事費の97%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の55%の額

5 入札方式

事後審查型条件付一般競争入札 (郵送方式)

五戸町事後審査型条件付一般競争入札実施要綱(令和5年五戸町告示第81号) 及び五戸町郵便入札実施要綱(令和2年五戸町告示第58号。以下「郵便入札要綱」 という。)の規定による。

6 入札参加資格

- (1) 2者又は3者による特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)
- (2) J V の構成員すべてが五戸町内に本店を有すること。
- (3) J V の構成員すべてが建築一式工事の許可後営業年数3年以上であること。
- (4) IVの構成員が、本件入札に係る他のIVの構成員になっていないこと。
- (5) 出資比率の下限は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とし、 代表者の出資比率は構成員中最大で、かつ、50%以上であること。

- (6) J V の構成員すべてが地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第16 7条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) J V の構成員すべてが五戸町建設業者等指名停止要領(平成19年五戸町告示第39号。以下「指名停止要領」という。)による指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 代表構成員の要件

- ①五戸町建設業者工事施行能力審査規則(平成4年五戸町規則第6号)第13条に規定する建設業者等級名簿(以下「等級名簿」という。)に登載され、本件工事の公告日において、建築一式工事の等級がA級に格付されていること。
- ②建築一式工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ③監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。
- (9) 代表以外の構成員の要件
 - ①本件工事の公告日において、等級名簿の建築一式工事に登載されていること。

7 設計図書の縦覧

設計図書は、五戸町ホームページに掲載するので、入札参加希望者はダウンロード すること。

- (1)配布期間 令和7年3月19日(水)から 令和7年4月15日(火)まで
- (2) 配布場所 五戸町ホームページ>企業向け情報(産業・ビジネス)>公共工事情報>入札情報(一般競争)

8 参加申出

入札への参加を希望する者は、下記により参加申出書を提出すること。なお、期限 までに参加申出書を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (1)提出書類 事後審査型条件付一般競争入札参加申出書(様式第1号の2) 事後審査型条件付一般競争入札参加申出受付票
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3)受付期間 令和7年3月21日(木)から令和7年4月 2日(月)まで(必着)
- (4) 受付時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(5) 受付場所 〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古舘21-1 五戸町役場 財政課

- 9 参加申出の受付
 - (1) 参加申出書を提出した者(以下「参加申出者」という。)に対し、受付票を次のとおり発行する。
 - ①持参の場合 受付印を押印のうえ、即時返却
 - ②郵送の場合 参加申出書に記載されたメールアドレス (メールアドレスの記載 がない場合はファックス番号) に受付日の翌開庁日午後5時まで に送付
 - (2) 所在地要件など、入札参加資格を満たしていないことが明白である場合には、 参加申出書を受理しない。
- 10 設計図書に対する質問

参加申出者であって、設計図書に対する質問がある場合は、質疑回答書により質問すること。なお、質問がない場合も、質疑回答書にその旨記載し提出すること。

- (1) 提出方法及び提出先 (次の①~③のいずれかによる)
 - ①メール 質疑回答書受信専用アドレス

sekisan@town.gonohe.aomori.jp

添付データのファイル形式をPDFとし、件名に工事番号と 工事名を記載すること。

- ③郵送又は持参 〒039-1513

青森県三戸郡五戸町字古舘21-1 五戸町役場 財政課

- (2)受付期間 令和7年3月21日(金)から令和7年4月 8日(火)まで(必着)
- (3) 受付時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (4) 質問に対する回答
 - ① 令和7年4月 3日(木)午後5時までに順次、五戸町ホームページに掲載する。
 - ② 期限後に到着した質問及び参加申出者以外からの質問には回答しない。

11 開札同意書の提出

本件入札は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条に基づき、 入札事務に関係のない町職員を立会者として開札するので、参加申出者は次のとおり 開札同意書を提出すること。

- (1) 提出方法 郵送又は持参
- (2) 提出期限 令和7年4月15日(火)必着
- (3) 受付時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (4)提出先 〒039-1513青森県三戸郡五戸町字古舘21-1 五戸町役場 財政課
- (5) 注意事項
 - ①開札同意書の日付は、入札日より前とすること。
 - ②開札同意書は折り曲げないこと。

12 積算内訳書

入札書の提出に際し、積算内訳書を添付すること。

13 入札書等の提出

本件入札は、郵便入札の方法により行うので、次のとおり入札書を提出すること。

- (1)提出方法 一般書留又は簡易書留による郵送 ただし、郵送が困難な場合等においては、持参も認める。
- (2) 提出期限 令和7年4月15日(火)必着
- (3) 受付時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (4)提出先 〒039-1513青森県三戸郡五戸町字古舘21-1 五戸町役場 財政課

(5) 記載方法

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 封入方法

① 郵送用の外封筒及び入札用の内封筒の二重封筒とし、使用する封筒の規格は

次のとおりとすること。

- ア 外封筒 角形2号
- イ 内封筒 長形3号又は長形40号
- ② 内封筒には、入札書のみを封入し、入札書に押印した印鑑をもって封印(裏面割印)すること。
- ③ 外封筒には、次の書類を入れ、封字又は封緘印をもって封緘すること。
 - ア 内封筒 (入札書のみ封入)
 - イ 積算内訳書(折り曲げ禁止)
 - ウ 開札同意書を事前に提出しない場合にあっては、開札同意書(折り曲げ禁止)
- ④同日開札案件が複数ある場合は、1つの外封筒に同封することを認める。

14 入札の辞退

参加申出者であって、入札の辞退を希望する場合は、次のとおり辞退届を提出する こと。ただし、入札書を郵便により差し出した後に辞退することはできない。

- (1) 提出方法 郵送又は持参
- (2)提出期限 令和7年4月15日(火)必着
- (3) 受付時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (4)提出先〒039-1513青森県三戸郡五戸町字古舘21-1 五戸町役場 財政課
- (5) 一旦辞退した場合は、それを撤回することはできない。
- (6) 13に規定する入札書等が期限までに五戸町役場に到達していないときは、入 札を辞退したものとみなす。

15 入札及び開札

- (1) 日時 令和7年4月16日(水)午前9時
- (2)場所 五戸町役場 3階 会議室
- (3) 開札 即時

16 落札候補者の決定方法

(1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で入札した者を落札候補者とし、価格の低い順に第3位までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、

開札を終了する。

- (2) (1) の場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、これらの者について、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 1回目の開札で落札候補者が決定しなかった場合は、次の日時に再度入札及び開札を行う。なお、再度の入札は、1回までとする。
 - ① 入札 (2回目)

ア 日時 令和7年4月18日(金)午前9時

イ 場所 五戸町役場 3階 会議室

②開札(2回目) 即時

17 落札候補者への連絡

- (1) 第1位の落札候補者には、開札終了後、直ちに電話連絡する。
- (2) 落札候補者を決定した当日中に入札結果を五戸町ホームページに掲載し、第 1位から第3位の落札候補者を公表する。

18 入札参加資格確認書類の提出

電話連絡を受けた落札候補者は、次のとおり資格確認書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 建設工事入札参加資格審查申請書(特定建設工事共同企業体)(JV取扱要綱様式第3号)
 - ② 特定建設工事共同企業体協定書(JV取扱要綱様式第4号)
 - ③ 構成員すべての最新の総合評定値通知書の写し
 - ④ 代表構成員の配置予定技術者調書(様式第3号)
 - ア 記載した技術者の技術検定合格証明書の写し等の資格等を確認できる書類を添付すること。
 - イ 申請者に常時雇用されている者であることを確認できる書類の写しを添付 すること。
 - ⑤ 構成員すべての施工実績調書(様式第4号)

記載した施工実績が確認できる次のいずれかの書類を添付すること。ただし、 施工実績が五戸町から元請として請け負った工事である場合には、添付を省略 することができる。

- ア CORINS (工事実績情報サービス) に登録されている竣工時工事カルテの 写し
- イ 発注者が施工実績を証明する書類又はその写し
- ウ 工事請負契約書の写し等
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出期限 令和7年4月21日(月) 必着
- (4) 受付時間 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (5) 受付場所 〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古舘21-1 五戸町役場 財政課

19 入札参加資格の審査

- (1) 落札候補者から提出された資格確認書類の審査は、令和7年4月21日(月) までに行い、入札参加資格を満たすことが確認された場合、落札者として決定す る。
- (2) 落札候補者の審査に疑義が生じたときは、五戸町建設業者指名審査会に諮り、 落札者としての適否について意見を聴くものとし、この場合における資格確認書 類の審査は、令和7年4月21日(月)を超えて行うことができるものとする。
- (3) 審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、その者の入札を無効とし、再度期限を定めて次順位の落札候補者に資格確認書類の提出を求め、審査を行う。

20 入札の無効

入札参加者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 財務規則第123条に該当するとき。
- (2) 6の規定による入札参加資格要件を満たさなくなったとき
- (3) 8又は18の規定による提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (4) 入札参加者が指名停止要領に規定する指名停止措置を受けたとき
- (5) 落札候補者が確認書類を期限内に提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないとき。
- (6) 郵便入札要綱第7条に該当するとき。

21 落札者への連絡

落札者決定後、直ちに落札者に電話連絡するとともに、速やかに五戸町ホームページで落札情報を公表する。

22 無効となった落札候補者への通知

- (1) 審査の結果、入札無効となった落札候補者には、落札候補者資格不適格通知 書により通知する。
- (2) 不適格通知を受けた者は、通知の日の翌日から起算して5日以内(閉庁日を除く。)に、不適格理由についての説明を書面により求めることができる。ただし、 不適格理由の説明を求めても事務の執行を妨げないものとする。
- (3) 不適格理由についての説明を求められた場合には、当該書面を受けた日の翌日から起算して10日以内(閉庁日を除く。)に、書面により回答する。

23 契約締結の時期

本工事の請負契約は、五戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例(昭和39年五戸町条例第31号)の規定による議会の議決に付すべき契 約であるため、下記により契約を締結する。

- (1) 落札者決定後、速やかに仮契約を締結する。
- (2) 仮契約締結後、議会の議決を得たときに本契約を締結する。
- (3) 本契約締結までの期間は、落札者決定の日から起算して10日以内とする。

24 契約書案及び工事請負契約約款の縦覧

設計図書と併せて、五戸町ホームページに掲載する。

(1)縦覧期間 令和7年3月19日(水)から 令和7年4月15日(火)まで

25 その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合や、落札候補者が正当な理由 なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止要領に基づく指名停止等を行 うことがある。

- (3)入札参加者は、財務規則を遵守するとともに、本公告及び設計図書等を熟読の上、入札に参加すること。
- 26 問い合わせ先
 - (1)入札関係 五戸町役場 財政課

メール kanzai@town.gonohe.aomori.jp

(2) 設計図書関係 五戸町役場 総合政策課

メール sougouseisaku@town.gonohe.aomori.jp